

〈共同研究報告〉

身分の変化と家族構造・人口構造の変動

——奈良県吉野郡十津川村風屋、一七三八—一八五九

山 本 準

1 基礎資料と村の概要

本稿では大和国吉野郡十津川郷風屋村の宗門改帳を基礎資料として、近世の村の人口と家族の特徴を分析することにある。ただしこの風屋村は、江戸時代の他の村とは異なる大きな特徴がある。この村の人々は天明六年（一七八六）を境として農民から郷士へと身分が大きく変化した。この身分上の変化によって風屋村の全戸が郷士として姓を称するようになるのである。天明六年以降の宗門改帳にも姓が記載されるようになる。つまり風屋村の宗門改帳を用いることによって、農民であった期間（一七三

八年から一七八五年まで）の四八年間と、郷士となった期間（一七八六年から一八五九年まで）の七四年間という、二つの異なる身分の期間を観察することができる。従って本稿では主に、農民から郷士へとという身分変化が家族の構造にどのような影響を与えたのか、また出生・死亡・婚姻・離婚などの人口現象に何か変化がみられるのかを検討する。

ここで用いる基礎資料は、大和国吉野郡十津川郷風屋村（現、奈良県吉野郡十津川村風屋）の宗門改帳である。風屋村の宗門改帳はほぼすべて「宗旨御改帳」あるいは「宗門御改帳」と題されている帳簿である。

この地区の宗門改帳は元文三年（一七三八）から安政六年（一八五九）までの一二年間に一〇九冊が残存しており、また慶応元年（一八六五）から明治四年（一八七一）までの七年間には五冊の戸別改帳が残っている。風屋村の宗門改帳と戸別改帳と比べてみると、その記載様式・記載内容にはほとんど差がない。全体をみると、元文三年（一七三八）から明治四年（一八七二）までの一三四年間で一一四冊の宗門改帳・戸別改帳が残っていることになる。全期間でみれば資料の残存率は八五・一％となる。元文三年（一七三八）から安政六年（一八五九）までの期間でみると資料残存率は九

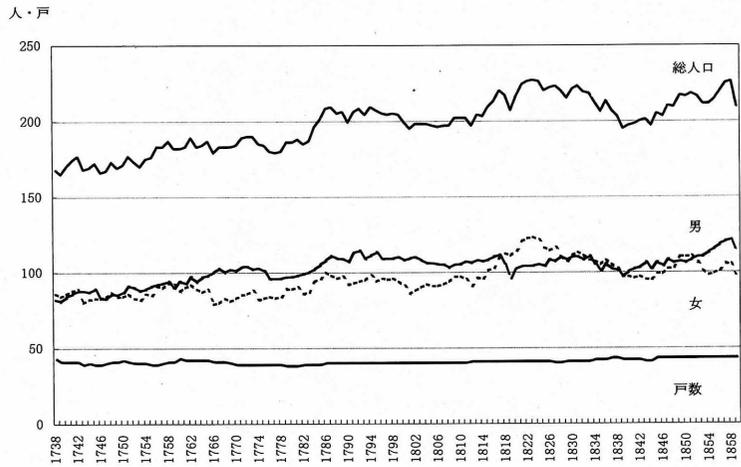


図1 人口・戸数の推移

〇%となる。特に天明二年（一七八二）から安政三年（一八五六）までの七五年間では毎年の宗門改帳が残っている⁽¹⁾。周知のように宗門改帳は江戸時代の村ごとの戸籍あるいは住民台帳とも言わ

ものである。この帳簿には当該年度にその村に居住する人々を世帯ごとにとまとめ、それぞれの名前・年齢・筆頭者との続柄などが記載されている。ただし、宗門改帳の記載様式は地域差もかなりある。また現代の戸籍に該当するようないわゆる本籍地主義で記載された村もあれば、現代の住民台帳のようにその年度にその村に居住する人だけを記載するいわゆる現住地主義で宗門改帳を記載する村もある。さらに個々の村人の移動を詳細に記している宗門帳もあれば、当該年度の移動のみを簡単に記すだけの場合もある。しかし、個々の人物の名前・年齢・続柄などが世帯単位にまとめられているという宗門改帳記載の基本構造には大きな差異がないといえるであろう。

風屋村の宗門改帳の記載方法をみると、嫁や奉公で村を出たものは、その翌年度の宗門改帳の本人が所属していた世帯の末尾に「誰、先御改後、何処村誰方へ縁付参り（奉公仕り）候」と添え書きされ、記載から消える。そして奉公から戻ったり、離縁

して実家に戻ったりしない限り、二度と宗門改帳に記載されることはない。風屋村の宗門改帳は明らかに現住地主義で作成されていたといえるであろう。この宗門改帳をもとに、まず全期間の人口の概要を述べ、次いで農民であった時期と郷士となつてからの時期の、二つの時期を比較検討する。

2 村の人口構造

1 人口と世帯

風屋村の人口は一七三八年には一六九人であった。その後、およそ一二〇年後の一八五九年には総人口二〇九人となった。増減を繰り返しながらも全体的にみると、人口数はやや右肩上がりの緩やかな直線となる。（図一）

風屋村の人口は当初の一六九人から五〇年後の一七八六年の二〇八人まで、ほぼ直線的に増加している。その後、二〇年間はやや減少しながら、一八〇七年から再び増加し始め、一八二二・一八二三年の二二七人という頂点を迎える。三〇年後の一八三

九年には二〇〇人を割り込み一九四人となった。そして一八五八年までの二〇年間は再び増加していった。

風屋村全体として一七三八年から一八五九年の間の一二二年間をみれば、人口の急激な増加や急激な減少はみられない。藩政時代の三大飢饉といわれる、享保・天明・天保の大飢饉のうち、風屋村の観察期間に起こったものは天明大飢饉と天保大飢饉である。天明三年（一七八三）の浅間山大噴火に続く冷害などで数年間にわたり全国的な飢饉となった。この間の風屋村の人口をみると着実に人口は増加し、天明五年（一七八五）には初めて総人口が二〇〇人を超えている。また天保四年（一八三三）から天保一〇年（一八三九）にわたる天保大飢饉の時の風屋村の人口をみると、一八三三年の二一八人から一八三九年の一九四人へと減少している。しかし、この人口減少は、一八二三年の二二七人を頂点として一八三九年の一九四人までのより長期的な減少傾向の一部とみられる。紀伊半島中部の山

村である風屋村では、平地農村のように飢饉の影響を受けることはあまりなかったものであろう。

また風屋村では奉公に出るものもほとんどない。また奉公で村に転入してくるものもない。風屋村の人口は、嫁や婿などの婚姻による出入り、養子養女などの出入り、これらの社会移動と出生・死亡という自然増減が中心となつての人口変動である。このため人口は大きくかつ急激な変化に見舞われることなく、穏やかで安定した状態であったといつてもよいであろう。

男女別に人口をみると、当初女性人口の方が多かったものが、一七四三年には男性人口が女性人口を上回る。そして一八一七年までの七五年間は、男性人口は常に女性人口よりも多い。女性人口が男性人口よりも多くなったのは一七三八年〜一七四二年間の五年間と、一八一八年〜一八二七年間の一〇年間、一八四九年〜一九五〇年間の二年間、合計一九年間だけである。観察期間の一七三八年から一八五九年までの一二

二年間のうち一九年間、全期間の一五・六パーセントに過ぎない。ほぼ経常的に男性人口が女性人口を上回っていたということができよう。

風屋村の世帯数をみると、観察年度初年の一七三八年には四三世帯あった。その後一七八五年までは数年毎に一〜二世帯の消滅・増加を繰り返していたが、一七八六年から一八一一年までは世帯数の変動はなく四〇世帯に固定していた。観察初期の頃にみられた毎年のような世帯の消滅・増加は少なくなり、一七八六年以降の世帯数は大きく変動することなく安定するようになる。観察初期の頃の世帯数の変動が大きかったとはいえ、全期間を通してみると世帯数は大きく変化していないといえるであろう。風屋村の世帯数の最も少なかった年度は一七七九年〜一七八一年の三八世帯であり、最も多くなったのは四三世帯である。その差はわずか五世帯である。また一年間に減少した世帯数の最高値は二世帯であり、これは一七三九年と一七四三年の二年度しか

ない。また一年間に増加した最高の世帯数は二世帯であり、これも一七六〇年と一八四五年の二年度しかないのである。観察期間一二年間のうち最大変動幅が五世帯、単年度の最大変動幅が二世帯である。風屋村の総人口の変動が安定していたように、

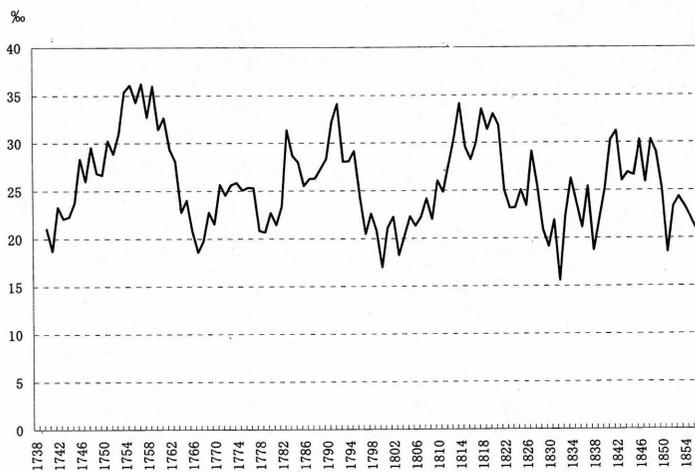


図2 出生率の推移 (5か年移動平均)

世帯数でみてもこの村は非常に安定した状態であったといえるであろう。
一世帯当たりの人員数をみると観察全期間の平均は、一世帯当たり四・八五人である。速水による信州諏訪地方人口学的分析では、一六七一年から一八七〇年までの期

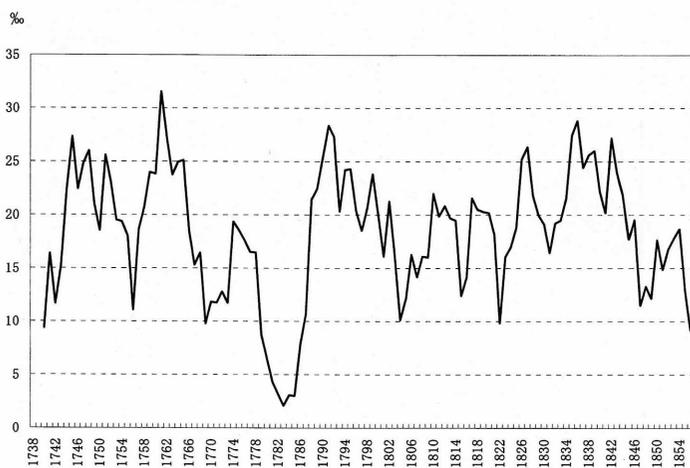


図3 死亡率の推移 (5か年移動平均)

間の一世帯当たりの人員数は五・一九人である。⁽²⁾

2 出生と死亡

風屋村の全期間の出生率の推移を示したものが図2である。⁽³⁾人口規模の小さな村なので各年度の出生率は激しく変動する。そこで五か年移動平均をとって図にしてみた。この図2をみると四つの大きな山があることがわかる。まず一七六八年前後に出生率が高まる時期があり、続いて一七八八年前後、一八一八年前後、一八四八年前後と出生率が上昇する時期がある。この出生率が高まる四つの時期の間隔はおおよそ三〇年である。これは風屋村の年齢別人口構造の偏りが生み出したものであろう。ある時期に出生数の増加があり、彼らが成長して婚姻年齢に達すると、再び出生率は上昇することとなる。⁽⁴⁾

死亡率についても出生率と同様に、五か年移動平均を用いて計算した。図3をみてもわかるように、五か年移動平均をとって

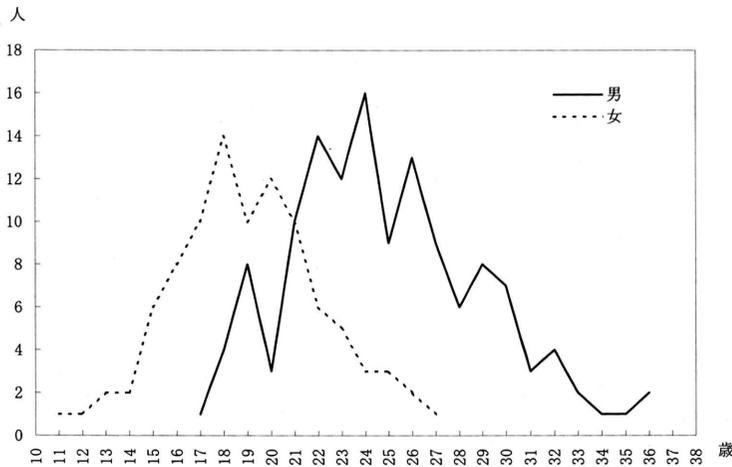


図4 男女別初婚年齢

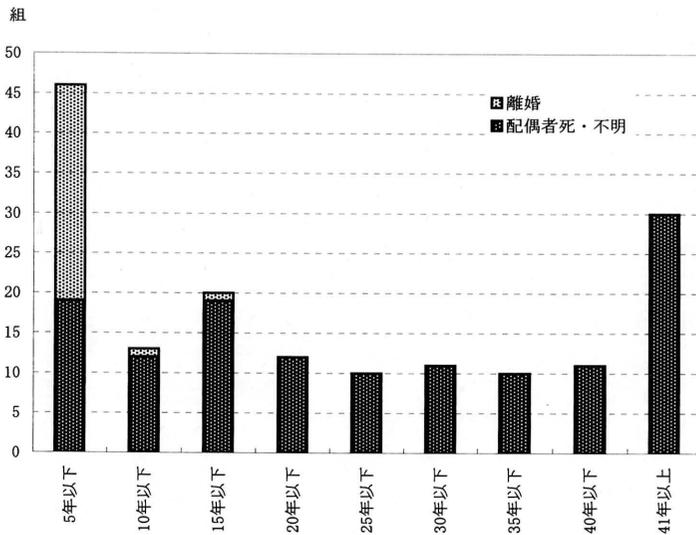


図5 終了理由別の婚姻継続期間

みても大きく変動している。死亡率が高まるいくつかの山はみられるが、出生率ほどの規則的な変化はみられないようである。風屋村の観察期間全期間の出生率の平均は二五・四一パーミルである。速水は信州

諏訪藩領内の宗門改帳を分析した結果をもとに近世の死亡率はおよそ二五パーミルとい⁽⁵⁾う。風屋村もほぼ同じレベルである。また死亡率については観察全期間の平均は一八・〇〇パーミルとなった。速水は近世の

死亡率はおよそ二〇パーミル前後とい⁽⁶⁾う。死亡率についてもほぼ同じレベルである。出生率をみても死亡率をみても、風屋村は近世一般の村の死亡率・出生率と大きく異なるようなところはなく、一般的水準であつたとみてもよいであろう。

3 婚姻と離婚

風屋村の観察期間一二二年間に婚姻は二〇七件あつた⁽⁷⁾。全期間を推算した婚姻率は一三・三一パーミルである。男性の平均初婚年齢は二五・〇八歳、女性の平均初婚年齢は一九・〇六歳となつた⁽⁸⁾。図4に示したように、男性の一般的な結婚時期は二〇歳頃から三〇歳頃までとその幅が広い。これに対して女性のほうは、一五歳頃から二四歳頃までが適齢期とみられる。女性の初婚年齢の幅は男性に比べてみても大差がない。

婚姻の継続期間をみたものが図

の十津川郷の由緒が述べられている。

5である。婚姻が五年以下で終了しているものの過半数は離婚によるものである。離婚で婚姻関係が終了する場合、特に婚姻一年以下が多く、次いで二年以下となる。離婚による婚姻終了を除き、配偶者の死亡に

よる婚姻終了だけをみると、五年間隔のいずれの階級でも同じような数値となる。近世においては年齢に関わりなく配偶者の死はいつ訪れるかわからない状況であった。

3 身分の変化と人口・家族

1 農民から郷士へ

まず風屋村を含む十津川郷の人々が何故に郷士として取りたてられたのか、またそれが天明六年（一七八六）であったのは何故かを述べておかなければならない。しかしながら現在のところ、この経緯を直接に語る文書を発見することができない。しかし間接的にはそれを推測しうる資料は存在する。特に、十津川郷が特別の由緒を誇る地域であることを記した文書は多数存在する。風屋村においてもさまざまな文書にそ

「乍恐格式書奉差上候」

十津川郷高千石 従往古無年貢地ニテ

反畝之訳無御座候

(以下省略)

寛政七年 卯ノ六月日

和州吉野郡十津川郷

上組総代 谷瀬村 浪都田

近右衛門

下組総代 山崎村 楠森伝

蔵

十津川郷の石高は千石ではあるが、昔から年貢の課せられていない土地であり、そのため反畝の内訳などはないという。

元禄十二年（二六九九）に、十津川郷に初めて山手銀という税（銀百枚）がかけられるようになった。十津川郷はこの課税を免除するよう何度も陳情している。十津川郷を管轄する代官自身が、前任の代官の時

に十津川郷にかけられた新規の山手銀につ

いて、宝永七年（一七一〇）にその免除の可否を勘定所に窺い出た文書の写しがある。

「和州吉野郡十津川郷山手銀御赦免窺書」

私支配所 大和国吉野郡十津川郷五十九

ヶ村 高千石之所 従往古無年貢地ニテ

此度大柴清左衛門支配之時 十二年以前

卯年ヨリ 新規ニ山手銀百枚 上納可仕

旨被仰付 今以上納仕候 然共十津川郷

之儀者 別段之子細を以 御代々御年貢

運上等御免之所ニテ御座候処ニ 新規山

手銀納候儀ニ候間 御赦免被下候様ニト

段々由緒書を以 私方迄願出候ニ付

遂吟味候処 (略)

右之所之者 格別之由緒を以 無年貢地

ニテ被差置候場所之儀ニ御座候間 百姓

願之通 右山手銀 御赦免被下候様ニト

奉改候 (略)

可致仰付候哉 奉窺候 以上

宝永七年 寅五月 辻弥五左

衛門

御勘定所

この文書の途中には、十津川郷が提出した由緒書の一部と思われるものが長々と引用されている。この文書によると、大坂の陣の時には鉄砲三十挺・弓十五張で茶臼山に詰め、高樋主水を生け捕りにして差し出した。また北山郷一揆の際には、代官小野惣左衛門の依頼により、人数千余人で北山郷に攻め入り、三十六人を生け捕りにしたという。さらに東大寺の修復の時には鉄砲持参で警備役として働いたことなど、様々な公用を勤めたという。これらが認められたものであろうか。山手銀は赦免されることとなった。

近世社会において十津川郷が特別の地位にあったことは確かであろう。このため無年貢地という特別待遇が与えられてきたのである。実際に、紀伊半島中部の険阻な山脈に囲まれた十津川郷は支配することが困難な地理的狀況にあった。また平地がほとんどなく、米作が不可能な十津川郷は、米による現物収納という税制度を基本とし

た幕府からみれば年貢を課すだけの価値もない土地であったかもしれない。しかし十津川郷が無年貢地という特別な地位が与えられていたのは、険阻な山奥にあり、さらに米が取れないという経済地理的な消極的理由だけではない。由緒書きにもみられるように、大坂の陣には徳川方につき戦功を挙げている。さらに幕府が鎮庄に苦慮した北山郷一揆を十津川郷民が鎮庄したのである。十津川の山中には中世以来の独自の武装勢力があった。幕府は無年貢という恩典を与え、この武装勢力を積極的に利用しようとしたのではないかと考えられる。

十津川郷に与えられた無年貢という特別の地位と、郷士という身分上の地位の関係は定かではない。先の「和州吉野郡十津川郷山手銀御赦免書」によれば、大坂の陣に弓・鉄砲持参で参戦した四十五人衆に扶持米七八石余が与えられ、今も継続しているところである。そしてこの四十五人衆への扶持米に対する勤めとして、將軍の上洛に際しては槍の者・鉄砲の者を用意して二条城北

之門の警護に当たっているという。幕府からの扶持米は特定の四十五人衆（彼らの子孫）が受け取っているものではなく、十津川郷として受け取り、勤めも十津川郷が果たしている。つまり大坂の陣に参じた四十五人衆は十津川五九か村の代表であったと思われる。いづれにしても扶持米を支給されていることからみて、十津川郷の代表者は武士としての扱いを受けていたことは間違いないであろう。しかし十津川郷民すべてが十津川郷の代表となる資格を具備していたわけではないであろう。十津川郷五九か村のそれぞれに頭分たる家があったと思われる。

江戸中期には幕府の代官が苗字について取り調べたことを記した文書がある。風屋村の文書ではないが、十津川郷五九か村のうち桑畑村の文書であり、十津川郷民の苗字の公称について推測する手がかりとなる。

「苗字之儀ニ付取極書」

当郷苗字之儀 去天保三辰の年 青山九

八郎様御支配之砌 先々苗字御調べニ相

成天明六年まで之諸書物取調 指上有

之候 以来ハ指止ニ相成リ 及混雑候故

郷評之上別紙郷中ニ取極書致 夫ニ付

天明七ヨリ 宗門帳並ニ其外 村中諸書

物等ニ有之分ハ 一旦相名乗り候儀故

今般郷中ヨリ壺組惣代を以 嘆訴仕候様

申決候

(略) 天保度取締リ連綿之筋 同分家引

苗字等も御願可申上筈ニ 一同得心之上

村中連印書付 仍而 如件

弘化三年 午三月日 桑畑村

この文書によれば、天保三年(一八三

二)に代官青山九八郎によって苗字の取り

調べが行われ、その苗字調べには天明六年

(一七八六)までの書類を使うことになっ

たので提出したという。苗字調べの基礎資

料となる天明六年に何があつたのか定か

はないが、苗字の公称に関わる裁定などが

行われたのではないか。この天明六年にい

くつかの家が苗字の公称を認められ、その他の家は苗字を勝手に称することを差し止められたと思われる。

しかし天明六年以後も苗字が勝手に使われていたのである。このため天保三年、

代官青山九八郎によって天明六年までの書

類を利用し、苗字調べが実施されるに至っ

たと考えられる。しかしその後「及混雑

候故」、苗字の公称が混乱してきたので、

「郷評之上別紙郷中ニ取極書致」、十津川郷

の評議会で取り決めることとなった。

この取り決めの内容は「天明七ヨリ 宗門

帳並ニ其外 村中諸書物等ニ有之分ハ 一

旦相名乗り候」となる。この文章をみても

天明六年に名字の公称の認可があつたもの

と考えられる。実際に風屋村では天明六年

から宗門改帳に姓が記載されている。

十津川郷を管轄する代官所の青山九八郎

がどのような理由で十津川郷の苗字を調べ

ることとなつたのかはわからない。十津川

郷民のうち、十津川四十五人衆など江戸初

期から代々苗字を公称できる家柄があつた。

文面からの推測であるが、それが時代とも

に混乱し、一般の人々まで苗字を公称す

るようになっていたのではないか。苗字を

称することができるのは武士と公家だけで

ある。一般民が勝手に苗字を称することは、

幕府の身分制を根幹から揺るがすことにな

り、幕府権力にとっては看過できないこと

である。そのために苗字調べを行うことにな

つたと考えられる。そして由緒確実なもの

は苗字の公称が認められ、それ以外のもの

は苗字を称することが差し止められたので

であろう。しかしその後にも苗字を称する

ことで混乱があり、このため十津川郷の評

議会が開かれ、天明七年より宗門帳などに

苗字を記している分はそのまま名乗り、そ

れ以外は苗字を名乗ることができないとい

う決定がなされた。

桑畑村の「苗字之儀ニ付取極書」の文末

にある三〇人の署名をみれば、姓が記されて

いるのは一人だけである。この一人の

家が天保三年(一八三二)の調査で苗字

の公称が認められ、他の家は苗字を称する

表1 基本的人口指標の身分別比較

	農(1738~1785)	士(1786~1858)	P値
出生率(‰)	26.25	24.85	0.5367
死亡率(‰)	16.73	18.87	0.3917
自然増加率(‰)	9.50	5.98	0.2741
社会増加率(‰)	-4.74	-4.78	0.9615
性比	109.15	106.44	0.1385

表2 婚姻関係指標の身分別比較

	農(1738~1785)	士(1786~1858)	P値
婚姻率(‰)	15.46	12.25	0.1699
離婚率(‰)	2.07	0.66	0.0027 **
女性初婚年齢(歳)	17.91	19.75	0.0063 **
男性初婚年齢(歳)	24.75	25.26	0.5014
女性有配偶率(%)	42.19	43.89	0.0102 *
男性有配偶率(%)	38.90	41.43	0.0002 **

(*は5%水準で有意、**は1%水準で有意)

ことができなくなつたのであろう。桑畑村ではこの処置に対する不満や不平が徐々に噴出するようになったのではないか。そのため弘化三年(一八四六)に「苗字之儀ニ付取極書」を作成し、過去の経緯を確認す

ることになつたものであろう。さらに、「天保度取締り連綿之筋、同分家引苗字」、天保の取り締まりから連続する家や、分家なども苗字の公称を認めてもらえるよう嘆願するので、「一同得心」するように記されて

れている。

十津川五九か村のうち、天保三年に苗字公称が許された家数は、村によつて違つていたであろう。風屋村では、天明六年の宗門改帳から全戸に姓が記されており、桑畑村のような苗字公称の可否による村内の内紛などは発生しなかつたと思われる。

2 身分の変化と人口現象

先に述べたように風屋村は天明五年(一七八五)までは農民であつた。初期の宗門改帳の末尾には総名として、「家数四十三軒 百姓」と記されていることから明らかである。ところが天明六年からは、姓の公称(武士の地位)が認められるようになる

つた。元文三年(二七三八)から安政六年(一八五九)までの観察期間中、一七三八年から一七八五年までの四八年間は農民であり、一七八六年から一八五九年までの七四年間は郷士である。この身分の異なる二つの時期を様々な指標を用いて比較検討する。(表1)

出生率を農民であつた時期と武士となつた時期を比較してみると、農民の時期は二六・二五パーミル、武士の時期は二四・八五パーミルとなつた。武士の時期の出生率のほうが若干低いようではあるが、平均値の差の検定をしてみると、P値が〇・五三六七となり、有意な差はみられない。出生率の減少とは逆に、死亡率は農民であつた時期より武士の時期のほうが高くなつてい

る。しかしこれもP値は〇・三九一七であり有意な差はない。自然増加率をみると、農民の時期の九・五〇から、武士の時期の五・九八へと大きく減少しているように見える。しかしこれも検定の結果では有意差はない。風屋村の

社会増加率は常にマイナスであり、全期間を通して差はない。多くの労働力を必要とするような産業もない山深い村に、転入してくる人は少ない。風屋村への転入者は婚姻による転入（嫁入りと婿入り）、養子、縁によって村に戻ってくるものに限られる。これ以外の転入は数えるほどしかない。転出者は婚姻による転出と、養子が主な転出理由である。この村から奉公に出るものはほとんどいない。武士になって以降は当然奉公には出ないが、農民であった時期にも奉公に出たものは初期に二、三人だけだけである。

婚姻と離婚に関わる各種の指標を比較してみると表2のようになる。

この村では観察全期間を通して結婚が二〇七件あり、二〇七組の夫婦が誕生した。農民であった期間の四八年間に八三件（年平均一・七三件）、武士となって以後は七四一年間に一二四件（年平均一・七〇件）の婚姻があった。年平均の婚姻件数だけではほとんど差はないが、村の人口は増加してお

り、当然婚姻可能な人口も増加している。このため年平均件数だけを比較しても実態は明確ではない。このため人口千人に対する婚姻件数、婚姻率でみると農民であった時期の一五・四六パーミルから武士となった時期の一・二五パーミルへと低下している。しかし、検定してみると統計的に有意な差はでない。

離婚についてみると、農民であった時期には一九件（年平均〇・四〇件）、武士となって以降は一〇件（年平均〇・一四件）と大幅に低下しているのがわかる。離婚についても婚姻と同様に人口千人に対する離婚件数、離婚率でみると、農民であった時期の離婚率は二・〇七パーミル、武士の時期になると〇・六六パーミルである。農民の時期に比べ武士となって以降の離婚率は極端に低下しており、検定の結果、一％水準で有意となった。実際、農民であった時期に結婚した八三組の夫婦のうち一九組、約二三％が離婚によって夫婦関係を終了している。四組に一組の夫婦は離婚していたの

である。農民の時期の離婚率はかなり高いものであったが、武士になってからは一二四組の夫婦のうち離婚によって婚姻関係を終了したのは一〇組だけであり、ほとんど離婚しなくなったといえる。

男性の初婚年齢をみると農民の時期は二四・七五歳、武士の時期が二五・二六歳である。男性初婚年齢は若干上昇しているが、有意な差ではない。女性初婚年齢をみると農民の時期が一七・九一歳、武士の時期が一九・七五歳となった。女性の初婚年齢はほぼ二歳も上昇したのである。検定結果でも一％水準で有意であり、明らかに女性の初婚年齢は上昇したといえる。

3 身分の変化と家族

身分の変化が世帯の構造に何らかの変化をもたらしたかをみたものが表3である。

世帯当たりの人員数を比較してみると農民であった時期は一世帯当たり四・五〇人、武士となった後には一世帯当たり五・〇八人となった。一世帯当たり〇・五人の増加

表3 世帯の構造の身分別比較

	農(1738~1785)	士(1786~1858)	P値
世帯当人員数(人)	4.50	5.08	<0.0001 **
世帯当夫婦数(組)	0.94	1.09	<0.0001 **
夫婦当子供数(人)	3.63	3.15	0.2402

(*は5%水準で有意、**は1%水準で有意)

表4 相続に関する身分別比較

		農(1738~1785)	士(1786~1858)	P値
相続成否(件)	成功(継続)	62	109	<0.0001 **
	失敗(絶家)	14	2	
相続形態(件)	生前相続	19	73	<0.0001 **
	死後相続	43	36	
相続者性別(人)	男	45	99	0.0021 **
	女	17	10	
相続者年齢(歳)		31.52	28.11	0.0552
被相続者年齢(歳)		58.60	56.66	0.4181

(相続形態・相続成否・相続者は χ^2 検定、相続者年齢・被相続者年齢はT検定を用いた)
(*は5%水準で有意、**は1%水準で有意)

である。検定結果でも、武士となった後には明らかに世帯規模は拡大しているのがわかる。速水による諏訪地方での研究では、一七〇〇年代頃には地域により世帯規模に差があったものが、幕末に近づくにつれ世

帯規模は縮小し、一世帯当たり四・五人前後に収斂してくるといふ。風屋村の場合、郷士としての地位を得ることによって、村内の家数が固定化される方向にあったのではないかと考えられる。このため農民の時

期よりも郷士の時期のほうが一世帯当たりの人数は増加したものであろう。

一世帯当たりの夫婦組数をみると〇・九四組から一・〇九組へと上昇している。わずか〇・一五の上昇だけで、それほどの差はないようにも思えるが、検定してみると1%水準以下で有意となった。明らかに農民であった時期と、郷士となって以降では異なるのである。この一世帯当たりの夫婦組数の増加は、先に述べた一世帯当たりの人員数の増加とも関連するものである。

夫婦一組当たりの子供の数を、農民の時

期と武士の時期を比較してみると、前者は三・六三人、後者は三・一五人となった。

ここで夫婦一組当たりの子供数を計算するにあたっては、完全家族(妻が三〇歳以下で結婚し出産可能年齢である五〇歳までその結婚が継続した夫婦)を対象とした。この計算結果によれば、郷士となって以降は夫婦一組当たりの子供数は〇・五人の減少である。女性の初婚年齢の上昇と関連するものと思われるが、統計的には有意なものではない。

4 身分の変化と相続

相続に関わる様々な指標⁽¹⁰⁾を農民であった時期と、郷士となった後のものとを比較検討した。(表4)

まず家の継承が成功したのか失敗したのかをみたものが、相続成否の項目である。ここでいう相続失敗(絶家)というのはその家の継承者が存在せず、その家が宗門改帳から姿を消すことをいう。絶家には、高

齢者などの単身世帯でその高齢者が死亡して家が消滅する場合、筆頭者が死亡しその家族が他の家の同居人となって家が消滅する場合などがある。しかし一家を挙げて他村へ引越した場合には絶家とはしていない。風屋村では農民の時期には一四軒の絶家があった。武士となってからの絶家は二軒だけである。絶家という現象も、相続者がいないという相続時のひとつの状況と考えて、全相続状況のうちだけが相続に失敗（絶家）したかという、絶家率を計算してみた。農民の時期の絶家率は一八・四％となった。五回の相続状況のうち一回は相続者がなく絶家になったということである。これに対し、武士の時期の絶家率はわずか一・八％となる。一〇〇回の相続状況のうち相続に失敗するのは二回以下である。武士となって以降は絶家しなくなる、逆にいえば絶家をさせないようになったといえるであろう。

相続が成功した事例のうち、その相続が筆頭者の死亡による死後相続なのか、筆頭

者の隠居による生前相続なのかを区別して集計した。農民であった時期には生前相続が一九例、死後相続が四三例であった。農民であった時期の七〇％は筆頭者の死亡により相続が行われたのである。これに対し武士であった時期は、生前相続が七三例、死後相続が三六例であった。武士であった時期の六七％は筆頭者の隠居による相続である。農民の時期と武士の時期を比較してみると、生前相続と死後相続の割合はほぼ逆転しているのである。

相続者の年齢と被相続者の年齢を比較してみると、相続者の年齢は三・四歳若くなっている。また、被相続者の年齢も二・〇歳若くなっている。武士となった後には隠居による相続が多くなった。この生前相続の増加によって、相続年齢・被相続年齢の若年化は当然の結果のように思える。しかし統計的検定の結果は有意な差ではないとされた。特に被相続年齢の場合には個々のケースのばらつきが大きく、分散が大きい。つまり死亡するあるいは隠居する年齢は、

個々の人の身体状況によって大きく異なっており、一定の死亡・隠居年齢というものがなかったと考えられる。このため、生前相続の増加にもかかわらず、相続・被相続年齢には有意な差がなかったものであろう。

4 まとめ

風屋村を対象に農民から郷士へと身分が変化した時点を分岐点とし、農民時代と郷士時代との間で人口構造や家族構造にどのような変化がみられるかを検証した。その結果、以下の項目に統計的有意差がみられた。

- ・ 世帯の規模が拡大し、一世帯当たりの夫婦組数も増加した。
- ・ 女性の平均初婚年齢が上昇した。
- ・ 男女共に有配偶率が上昇した。
- ・ 離婚率が低下した。
- ・ 生前相続の割合が増加した。
- ・ 女性筆頭者が減少した。

以上の項目をみると、いずれも一定の方

向性を示しているように思える。風屋村の人々は正式に郷士として認められたことによつて、武士的「家」意識を強く持つようになり、直系家族的志向（親子同居志向）が強まったのではないか。

この「家」意識は、自らの家族に対し、親夫婦と嗣子夫婦が同居する直系家族形態を志向させた。この結果、一世帯あたりの夫婦組数の増加や世帯規模の拡大という現象となつて表出した。また、相続形態では農民時代によくみられた死後相続から戸主の隠居による生前相続へと変化させた。生前相続では自己の存命中に嗣子に戸主を譲り渡し、隠居として戸主を補佐する。生前相続は死後相続に比べ、前戸主は生存しており、嗣子である戸主が急死するなどの突発的事態が起ころうとも対応が可能である。生前相続はより確実に「家」を存続させるために選ばれた戦略であろう。

明治期の日本の離婚率は高かつた。この離婚率の高さは、明治になってからの現象か、それとも近世に由来するものかを

判断することは困難であつた。明治のように全国的な統計と比較しうるような統計が江戸時代には存在しないからである。しかし最近の宗門改帳を用いた研究では、近世の農民の離婚率は明治初期と同じように高離婚率であつた⁽¹³⁾と考えられる。また坪内の研究によれば、明治期の離婚では士族よりも農民の離婚率のほうが高い⁽¹⁴⁾という。武士における婚姻は家格の釣り合いを考えた上で、家と家の契約のようなものであり、気が合わないといつた安易な理由での離婚は困難であろう。武士的「家」意識は、離婚を阻止する要因となつてゐるのではないかと思われる。風屋村においても、農民であつた時期は高離婚率であつたが、武士となつてからの離婚率は急減したのである。また風屋村の有配偶率の上昇は、離婚の減少と表裏の関係にあると思われる。

武士の出生力を研究した村越によると、宇和島藩の武士の平均初婚年齢は夫が二二・〇歳、妻が一六・〇歳である⁽¹⁵⁾。風屋村の武士の時期の平均初婚年齢、男二五・二

六歳、女一九・七五歳に比べると、宇和島藩の武士の初婚年齢は男女共にかなり低い。しかも風屋村では武士となつてから初婚年齢が男女ともに上昇しているのである。本来の武士が早婚傾向にあるとすれば、風屋村の初婚年齢の上昇は説明が難しい⁽¹⁶⁾。

筆頭者が死亡した時に、嗣子である男子が幼少の場合に、その母親が筆頭者となる中継的な女性相続は、農民時代にはかなり存在した。農民の時期では、全相続者のおよそ四分の一、二七・七五%が女性相続者であつた。ところが郷士として認められた後に、女性相続は八・一八%へと急減するのである。この女性相続の減少の一部は、武士となつてからの生前相続の増加にもその要因が求められるであろう。

また風屋村では全戸が郷士格を得たことによつて、村のあり方も変えるようになった。家が〈株〉化していったのである。

風屋村に残る天保八年（一八三七）正月の日付がある「相極メ申一札之事」という文書は、村内の田畑や屋敷を外郷のものに

譲り渡すことを禁止することを村内で確認した文書である。この文書の中に、当村領内の地所を他郷・他村へ売買あるいは譲渡しないという誓約に続いて、次のような文面がある。

「相極申一札之事」

一 当郷之義者 従往古無年貢地ニ而御座候処

(中略)

新規ニ別家株立仕候而ハ 田畑不相応ニ人家相増候上エハ 相互ニ相続行届がたく候一者新規之家數株立仕間敷候

(中略)

一札 仍而 如件

天保八歳 (四二人連署 押印省

略)

丁酉正月日

新たに別家や株立てを認めると、田畑に見合わないような家数になってしまい、お

互いに相続が困難となるため、新規の屋敷株立てはしない、というのである。この文書に村中の戸主が署名捺印している。農民であった時期はかなり絶家や分家がみられ、村の家数も毎年のように変動していた。ところが風屋村の全戸が郷士となった一七八六年に四〇軒であった家数は、その後一八二二年までの二六年間、まったく変化がない。さらに一八一二年以降も家数の変化はごくわずかである。そしてこの「相極申一札之事」という文書が作成された天保八年(一八三七)は、風屋村の家数が過去最高の四三軒になった時である。この後、風屋村の家数が四三軒を超えることはない。

家は世代を超えて連続すべきもの、という意識が強まったためにこのような文書が作成されたのであろう。郷士格を得ることによる「家」意識の高揚は、村として、それぞれの家の存続のために、分家や新規株立てを制限する方向に向かったのである。

風屋村では農民から武士へという身分変化があった。身分が変化した天明六年を境

界として、農民の時期と武士の時期に分け、それぞれの人口や家族に関する指標を算出し、それらを比較検討した。そして農民の時期と武士の時期に変化がみられる指標を検定にかけ、統計的に有意となった現象を抽出し、その原因を考察してみた。その結果、女性の初婚年齢の上昇を除き、有意差の出た現象はすべて武士的「家」意識の浸透によってもたらされたものであると考えることが出来る。風屋村の人々は郷士という地位を得ることによって、「家」の系譜の存続をより強く意識した継承戦略をとるようになったのである。

人口構造や家族形態は、もちろん封建的身分の状況のみによって説明できるものではない。その村の気候や地形などの自然条件、さらには災害や飢饉などの自然の影響も人口構造や家族構造に影響するであろうと考えられる。また、その村が天領なのか藩領なのかという支配関係に基づく社会条件、山村なのか漁村なのか農村なのかという経済的条件など人口現象に密接に関連し

ていると思われる要因は数多くある。風屋村の人口分析においても、これらの社会・経済・自然条件との関係を捨象し、身分上の変化だけで人口構造・家族構造の変化を説明することはできない。しかし、風屋村の人口や家族の変化をみた場合、農民から武士へとという身分の変化が、変動の大きな要因の一つであったことには間違いがないと考えられる。

注

(一) 元文三年(一七三三)から安政六年(二八五九)までの一二二年度の観察期間中に、一一年度分の資料欠損年がある。この一一年度のうち三年度分は、前後の年度の宗門帳が存在する単年度欠損である。残る八年度分のうち、二年連続で資料が欠損している時期が四回ある。宗門改帳を基礎資料として人口分析を行う場合、これら資料の欠損している年度の人口の変動をどのようにに確定するかという問題が出てくる。風屋村の宗門改帳は現住地主義で記載され

ている。村の住民の移動(転入、転出、出生、死亡など)はそのイベントが起こった翌年の宗門改帳の当該世帯の人数の後に、移動のあった者の名前と移動理由が添え書きされる。この添え書きの記載様式は、観察期間全期間を通してほぼ共通である。この添え書きから、単年度の資料欠損があっても転入・婚姻・出生は確実に判定できる。つまり資料欠損年の翌年度の宗門改帳に添え書きがあれば、その転入・婚姻・出生は前年度(資料欠年度)のイベントであり、添え書きがなければ前々年度(資料欠年の前年度)のイベントであることがわかる。資料欠年が単年度である場合、転入・出生・婚姻などの人口増加分についてはその発生年度・発生事由とも判定は容易である。しかし転出・死亡などの減少分についてはみると、その減少の発生年度は添え書きの有無によって判断できるが、その理由は判定できないものが多くなる。いずれにしても資料欠年が単年度である場合、増加・減少ともに添え書きの有無によってその発生年度は確定できる。

単年度の欠損の場合よりも困難になる。上記のように風屋村のような記載様式の宗門改帳では、添え書きの有無によって前年・前々年までの増加・減少が確定できる。しかし資料欠損が二年度連続した場合、添え書きがあるものは前年度の変動と判定できるが、添え書きがないものについては、前々年の発生なのか、三年前の発生なのかを確定することが困難になってしまう。宗門改帳は代官所などに提出する正本と、村に残しておく副本(控)の二冊が作成される。現在われわれが利用する宗門改帳のほとんどは村に残された控である。風屋村も同様に控本を利用してゐる。村に残された控を詳細にみると、その翌年度の宗門改帳の作成の参考のために付箋が貼ってあったり、書き込みがされていたりする。二年度にわたる資料欠損を補うために、宗門改帳を詳細に検討することとした。これら付箋や書き込みによって二年度にわたる欠損期間に発生したイベントのいくらかを埋めることができた。単年度欠損、二年度欠損、いずれについても入村や出生などの増加分については発生年度・発生事由の判定は容易であったが、他出や死亡などの減少分に

ついでに発生事由がわからないものが存在する。これらは不明者として取り扱った。

(2) 速水 融『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社、一九七三、七頁

(3) 宗門改帳は一般には毎年二月または三月に作成された。風屋村の場合、毎年三月に作成されている。風屋村のような現住地主義で記載された宗門改帳の場合、各年度の宗門改帳はその年度の三月の時点で、その村に居住する人々の住民名簿であるといふことができる。逆に、三月以降の出生・死亡、入村や出村などの移動は翌年の宗門改帳をみてみなければわからない。従って本稿では、出生・死亡などの自然増減、入村・出村などの社会増減などの項目は、観察期間最終年度の一八五九年の前年、一八五八年度までを対象として計算している。

(4) 宗門改帳で出生を扱う場合、現住地主義での記載が本籍地主義での記載にかかわらず、一番の問題となるのは前年度の宗門改めから当該年度の宗門改めの間に生まれて、そして死んだ子供は一切記載に現れてこないということである。宗門改帳における死亡は、前年度の宗門改帳に記載された人が死んだ場合のみ記載されるのである。

つまり前年度の宗門改めの後に生まれた子供が次の年度の宗門改めまでに死亡した場合、宗門改帳に記載されることがない。概略的にいえば乳児死亡は記載されないと

いうことである。従って、宗門改帳をもとにして数えられた出生数および死亡数は、これら乳児死亡を除いた数である。厳密に出生・死亡を扱おうとするならば、宗門改帳に記載されない乳児死亡を何らかの方法で補正しなければならない。しかしここでは、あくまで宗門改帳に記載された出生と死亡だけをもとに出生率と死亡率を計算している。

(5) 速水 融『歴史人口学の世界』岩波書店、一九九七、一三九頁

(6) 速水 同前書、一四〇頁

(7) 婚姻と離婚については、風屋村内で起こったものだけをカウントした。つまり村内のもの同士の婚姻と、他村から風屋村に嫁入り・婿入りしてきたものだけを対象としている。一つの村を対象とした人口統計の場合、この村内で発生したイベントだけを取り扱う。近隣の村へ嫁や婿に出た場合、彼らを婚姻件数にカウントすれば、婚姻件数を余分に見積もってしまうことになる。

離婚についても他村より離縁によって村に戻ってきたものは、婚姻と同様に他村で発生したイベントなので、離婚件数に入れていない。

婚姻と離婚をみる場合、もう一点注意しなければならないことがある。宗門改帳の記載方法からみて、ある年度の宗門改めの後に生まれ、翌年度の宗門改めまでの間に死亡した子供が宗門改帳には現れないことは既に述べた。これと同様のことが、婚姻と離婚が一年以内に行われた場合にも起こる。例えばある年度の宗門改めの後に結婚したものが、翌年の宗門改めを待たず離縁した場合、その婚姻と離婚は宗門改帳には記載されないのである。つまり婚姻と離婚は、現実にその村で起こった件数よりも少なく見積もられている事は確かである。さらに離婚が婚姻後一年以内で最も多く発生する事を考えると、宗門改帳をもとに計算された離婚件数・離婚率は、現実よりもかなり低い数値であろうと思われる。

(8) 男女の初婚年齢を算出する場合、村内で発生した婚姻の夫と妻が村内の出身者であり、また婚姻までに村外へ出たことがなければ、彼らが初婚かどうかは容易に判定

できる。しかし、妻あるいは夫が村外から縁付してきた場合には、その妻あるいは夫が初婚であるかどうかは判断できない。ここでは前者の条件に合致するもの（村内出身者であり、婚姻までに村外に出たことがないもの）だけを取上げて初婚年齢を出した。

風屋村の場合、女性などが他村へ出たとき宗門改帳に「誰」儀（何処）村へ縁付参り候」という添え書きが書かれている。また同様の添え書きが男性に書かれていることもある。この「縁付」という記載のかなりの部分は婚姻によるものであろう。しかし養子縁組による「縁付」という可能性もある。「縁付」がすべて婚姻であると確定できないのである。従ってここでは縁付きによる出村者は初婚年齢の計算から除外している。

(9) 速水、前掲書、一四四—一四五頁

(10) ここでいう相続とは、宗門改帳上で筆頭者が交代したことをいう。宗門改帳上での筆頭者が家を代表する者、戸主であったかどうかは議論の余地はあるであろう。また宗門改帳上の筆頭者に誰を記載したかは地域によって異なるかもしれない。風屋村

の場合には、筆頭者が交代した場合、添え書きに「誰（前筆頭者名）隠居仕候、誰（新筆頭者名）株立仕候」あるいは「誰（前筆頭者名）死去仕候、誰（新筆頭者名）株立仕候」と記されている。これにより風屋村では宗門改帳の筆頭者が家を代表する戸主であったと考えてはば間違いないであろう。

(11) 郷士という身分を獲得してから、絶やさせないように努力していた様子を窺わせる事例がある。ある子供のない夫婦世帯の筆頭者が死亡し、継承者がいなくなった。翌年この家に、村内のある家から次男（一〇歳）が「相続人」として送り込まれてくる。しかし、七年後に次男を送り出した家の長男が死亡してしまった。そこで相続人として出されていた次男が呼び戻され、次男が相続人となっていた家には、三男が相続人として送り込まれている。

(12) 山本 準「奈良県の一山村にみる家族とその世代交代」『人間科学』31号、一九八八

(13) 山本 準「第四章 近世—近代移行期の離婚の実態とその性格」『前田卓編『家族社会学ノート』関西大学出版、一九八

九)

(14) 坪内良博、坪内玲子「離婚—比較社会的研究—」創文社、一九六〇、一六八頁

(15) 村越一哲「宇和島藩知行取の出生力—一七七〇—一八六八—」『人口学研究』一六号、一九九三

(16) 本来の武士の早婚傾向に対し、十津川郷風屋村では郷士となってから、初婚年齢が上昇している。つまり武士身分となって晩婚化していったのである。風屋村では、農民であった時期はかなり高率の離婚率であった。ところが郷士となってからの離婚率は急減する。郷士という身分を得てから離婚が急減したのは、農民であった時期のように安易に結婚・離婚を繰り返すことがなくなったことによるものであろう。郷士となって以降、農民であった時期のように安易に離婚することのないよう、配偶者を慎重に選ぶようになったのではないか。この慎重な配偶者選択が、離婚率を低下させることになり、また結果として初婚年齢を上昇させたと考えられるのではないか。